

令和2年11月

城南衛生管理組合議会

総務常任委員会

会 議 記 録

令和2年11月城南衛生管理組合議会総務常任委員会

開催日時 令和2年11月9日（月）午前10時
開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員（11人）

馬場 哉	委員長
福田 佐世子	副委員長
小北 幸博	委員
岡田 久雄	委員
相原 佳代子	委員
太田 健司	委員
岩田 芳一	委員
坂本 優子	委員
佐々木 真由美	委員
関谷 智子	委員
松 峯 茂	委員

説明のため出席した者

野村 賢治	専任副管理者
西岡 正喜	事業部長
栗山 淳彦	施設部長
池田 道治	安全推進室長
杉崎 雅俊	事業部理事
川島 修啓	施設部理事
橋本 哲也	総務課長
白井 祥吾	総務課主幹

事務局

別所 尚紀 議会事務局長

議 題

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する城南衛生管理組合の対応等について
- 2 職員給与等の状況について

午前9時55分開会

○馬場 哉委員長 皆さん、おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、総務常任委員会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましてはご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。

ただ今の出席委員は11名全員であります。既に定足数に達しておりますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

初めに理事者から挨拶の申入れがございますので、お受けいたします。

野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 おはようございます。

本日、総務常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しまして、ご理解とご指導をいただいております。重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日ご報告をいたしたく存じておりますのは、「新型コロナウイルス感染症に関する城南衛生管理組合の対応等について」「職員給与等の状況について」の2点でございます。

それでは、委員会資料に沿って、担当からご報告をいたしますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○馬場 哉委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。1点目の「新型コロナウイルス感染症に関する城南衛生管理組合の対応等について」の説明を求めます。

橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 それでは、「新型コロナウイルス感染症に関する城南衛生組合の対応等について」ということで、資料に沿いましてご説明をさせていただきます。

当組合は、日々欠かすことのできない廃棄物処理を行っております。そのため、まず、当組合や委託業者で感染者を出さないこと、そして、万が一感染者が出た場合でも、当組合の業務が滞ることがないように、「新型コロナウイルス感染症対応計画」を4月6日に策定いたしました。

資料の1ページをご覧ください。

1番、新型コロナウイルス感染症対応計画の策定、こちらでございますが、対応計画について少しご説明をさせていただきます。これは、日本国内で感染症が急増し、管内においても感染者の発生が確認されるなど、各地域で感染者の増加を回避するための行

動が求められている状況の中で策定したものであります。本計画は、手指の衛生やせきエチケットや3密の回避といった一般的な感染予防と拡大防止、また、感染者等発生時の対応など、組合職員の感染防止と組合業務の継続に向けた対策を総合的、横断的に推進するため、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置、また、その業務分担について定めたものであります。

また、必要な見直しを行い、6月8日改訂の第3版では、一般的な感染予防対策のほかに、オンライン会議やテレワーク等による職員の接触機会の低減など、「新しい生活様式」の実践を踏まえた感染予防策や、職員等に感染者等が発生し、各工場の運転を停止せざるを得ない場合における受入れ可能期間や事業継続に最低限必要な人員体制、人員確保のための運転経験職員のリスト化、工場ごとの発生時対応フローを追加した事業継続計画、こちらを盛り込んだ改訂内容となっております。

2の組合の対応体制ですが、4月7日に発出されました「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」、こちらの対象地域が全国に拡大されたことを受け、4月17日に組合「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しております。本部構成としましては、本部長に専任副管理者、副本部長に事業部長、施設部長、本部員には事業部理事、施設部理事、各所属長の16名で構成しております。

ご覧のとおり、対応計画に基づく感染症拡大防止の徹底や組合業務の継続に向けた対応協議など、計4回の対策本部会議を開催いたしました。

次に、3、ごみの搬入・処理状況ですが、令和2年4月から6月までの間におけるごみ搬入量と前年度量を表で掲載させていただいております。

2ページをご覧ください。

(1)可燃ごみについては、事業系等が減少しているものの、家庭系が増加したため、総量としては1.4%の増加となりましたが、問題なく処理することができました。

(2)不燃ごみについては、ステイホーム等の影響により13.8%の増加となったため、旧奥山処分地等にございますストックヤードを活用し、一時仮置きにより対応いたしました。

なお、仮置きしていた不燃ごみは、リサイクルセンター長谷山において土曜日の運転を計8回行い、9月20日に処理を完了させたところであります。

(3)資源ごみについては、総量として5.4%の増加となりましたが、適正に資源化処理することができたところです。

(4)搬入量の傾向については、7月以降、ほぼ前年度並みの搬入量となっております。

次に、4、感染予防・拡大防止対策ですが、(1)職員・職場の感染予防として、①職員の健康状態管理、手指衛生、マスク着用及び消毒等の徹底を行っており、職員の風邪症状等の相談、報告体制の強化を図っております。

②「3つの密」を回避した各種会議の開催・縮減については、人が集まることを避けるためウェブ会議を試行し、これまで2回の所属長会議を実施するなどの取組を進めております。

③執務環境の区分化等については、職員同士の接触機会の低減や飛沫感染防止に向けて、職員と職員の間には保護シートやつい立てを設置するほか、執務場所の分散化を行っ

ております。

④感染症拡大防止対策の徹底については、専任副管理者名等による周知文書を発出し、全職員に対し「新しい生活様式」の徹底を図るとともに国や京都府の取組等の周知も行い、感染防止及び感染拡大防止の取組徹底に努めております。

⑤熱中症予防行動の取組については、これまでの新型コロナウイルス感染症対策に加え、新しい生活様式による熱中症予防の啓発を行いました。

(2) 接触機会低減(在宅勤務等出勤抑制)の取組ですが、①のとおり、4月22日から5月22日までの間に可能な範囲で交代勤務に取り組んでまいりました。交代勤務、こちらには在宅勤務、また、年休取得者を含みますが、こちらの実績ですが、この期間中、勤務日延べ日数で19日間で、対象1,757人のうち延べ人数で345人が実施いたしましたことにより、全体としては19.6%の出勤抑制を図ることができました。

なお、施設部については、工場運転が基本でありますため、可能な範囲での実施となり、ご覧のとおり出勤の削減率は低くなっております。

また、②のとおり、6月15日から在宅勤務を再開し継続実施しております。

引き続き感染及び感染拡大リスクの低減対策に取り組むため、在宅勤務可能な所属の職員にあっては継続実施しておりますが、さらに効果的な在宅勤務(テレワーク)の方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、3ページをご覧ください。

(3) 施設見学及びエコ・ポート長谷山の開館状況ですが、感染拡大防止のため、4月から施設見学の受入れ休止とエコ・ポート長谷山休館をしておりますが、①エコ・ポート長谷山は6月から開館し、衣服譲渡を再開しています。

②リサイクル工房・教室については、7月から再開しております。

③小学校の施設見学については、9月から再開しており、本日までに6校実施しております。

④施設見学については、10月からクリーンパーク折居のみではありますが自由見学方式で再開しております。

(4) その他、接触機会や万が一感染者が出た場合の工場運転継続のため、①組合職員と工場運転委託業者職員との動線分離を行うほか、②工場運転委託業者に対しましても、予防対策の確認と予防対策強化の要請を行っております。

以上の取組を実施してきましたことにより、今日まで幸いにも一人の新型コロナウイルス感染者を出すことなく、一日も欠かすことなく廃棄物処理事業を継続することができたところでございます。

5、環境まつりの中止及び代替イベントの開催でございます。

既にご報告させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、環境まつりについては開催を中止としたところであります。

しかし、環境まつりの代わりとしまして、10月の3R推進月間に、ウェブ、広報紙、FMうじを活用し、自宅に居ながらごみ減量や分別について意識を高めていただける環境啓発イベント「3R推進月間イベント」を開催させていただきました。

実施内容としましては、(1) ホームページでは特設ページを開設し、処理施設の現場を視聴し処理の仕組みが学べる動画の掲載や、リサイクル工房住民スタッフによる古

着や着物地を活用したエコバッグづくりの動画紹介、クイズ・プレゼント企画の実施をしました。

(2) 広報紙においては、組合キャラクターによる3R行動の実践呼びかけや、レジ袋の代わりとして便利な風呂敷の包み方の紹介、環境クロスワードクイズ・プレゼント企画などを盛り込んだ内容掲載といたしました。

(3) FMうじにおいては、広報紙発行の翌日の10月7日水曜日午後4時から山本管理者に出演していただき、「組合3R推進月間イベント」のPRを行いました。

(4) その他、クリーンパーク折居の自由見学やエコ・ポート長谷山の衣服譲渡セールを実施いたしました。

なお、クリーンパーク折居の自由見学については、非常に好評でありましたので、開催期間を令和3年3月31日まで延長することにしております。また、要望もありましたので、これまでの平日に加え、月1回、第4土曜日の開催を行うこととしております。来場された方からは、「ごみの分別の大切さを知った」「館内のきれいさに驚いた」などの声を頂戴し、好評を得ているところであります。

委員各位におかれましても、ご周知いただけるよう、よろしくお願いいたします。

また、今年度における組合職員採用試験の実施状況ですが、9月に技術業務職を募集しましたところ、16名の応募がございました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、第1次試験は、従来の筆記試験に代えてエントリーシートによる書類選考を実施いたしております。10月24日、25日には面接試験を実施し、2名の最終合格者を出しております。また、行政事務職については、今年度中に採用試験を実施する予定としております。

今後の対応につきましては、ウイズコロナ時代の新しいライフスタイルの定着を図る中で、十分な感染拡大防止対策を講じ、住民生活に一日も欠かせない廃棄物処理事業を継続していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○馬場 哉委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

佐々木委員。

○佐々木真由美委員 ありがとうございます。2点ちょっとお伺いします。

1点目は、テレワークであるとか執務場所の分散化、それから、先ほどお話もありましたように接触機会の低減など、なるべくソーシャルディスタンスで接触がないようにということを努めていらっしゃる、そのおかげで一人も感染者を出されていないということですが、業務に当たる上でのコミュニケーションの低減でありますとか、その辺の何かこれまでとの変化とか課題とかいうものはとりわけなかったのでしょうかというのが1点目です。

続けての方がいいですか。

○馬場 哉委員長 続けてどうぞ。

○佐々木真由美委員 続けてもう1点は、今回、環境まつりが無いということで、私もこの「エコネット城南」の方で見せていただきましたが、たくさんネットでも動画配信とか新しい取組というのを始められたと思うんです。その中で、例えばネットの動画のどれぐらいの視聴があったのかとか、クイズとかプレゼントの応募、その辺の反響からこの取組はどうであったかというのは、一定の評価みたいなのは何か出されているんでしょうか。ありましたらお聞きかせください。

以上です。

○馬場 哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 まず、私の方からは、職員のコミュニケーションの件ですけども、我々、改めて今回のコロナにおいて、やはり一人も感染者を出さない、出せない。やはり住民さんのごみが滞ることは絶対許されないとこのところ、非常に改めて私たちの仕事の大切さを感じました。その中で、職員全体もその気持ちで職務についていましたので、正直、緊急事態宣言があったとき、中では若干すぎずした関係といたしますか、みんな職員がやはり感染してはいけないという気持ちでありましたので、どうしてもその辺、若干すぎずした面はあるんですけども、そういう中でもやはり我々の日常業務を滞らせないということで、やるべきコミュニケーションはしっかりさせていただいて、今まで工場におきましても滞りなく運転が速やかに行われている状況であります。

今後、ちょっと引き続き、委託業者との分離とかをさせていただいていますので、委託業者とのコミュニケーション、こちらの方も重要になってくるというように十分認識しております。今後も引き続き、我々としては感染者を出さないように努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○馬場 哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 今回の3Rイベントの実績といたしますか、ホームページ上では1,800を超えるアクセスがございましたので、一定好評を得たのではないかなというふうには考えております。

また、特にその中では、居ながらにして見ていただけるというようなところで動画なんかも入れさせていただきました。こちらについては、これまでホームページなんかでもそういう具体的な動画というのは載せておりませんでしたので、これを機会に載せさせていただきますして、1か月終わりましたけども、その一定の動画の部分はそのまま今のホームページに残させていただいて見ていただけるようにというところはしていけたなというふうに考えています。

また、特にこの広報紙の方は、クロスワードのクイズ企画もさせていただきました。こちらの方、「エコネット城南」の方は280を超える形で応募がございました。いつも通常の広報紙、1月の新春号、こちらにも同じような形でアンケートなり意見をいた

だいてプレゼントするというのをさせていただいていましたけど、こちらが大体いつも100ぐらいしか来ていませんでしたので、それに比べれば3倍ほど来ましたので、それだけ今回の広報紙、この「エコネット城南」については興味深く見ていただいたのかなというところで、一定の評価はさせていただいているというふうな状況でございます。

○馬場 哉委員長 佐々木委員。

○佐々木真由美委員 ありがとうございます。クロスワードパズルは私もやりました。非常に中も文字というよりはもう全面漫画というか、それも1つの工夫で、ご家族が家庭にいらっしゃる時期だけに、皆さんで話題になることも多かったかなとは思っております。

それから、コミュニケーションの減少については、なかなかそこ、今回のコロナにつきましてはそれが一番大きい。どの分野に対しても人と接触できないことによるその辺の課題というのはあろうかと思えますけれども、今のお話を聞きまして、感染者を出さないということを最優先でということと、あと、業務委託者との分離によるために、なおさらコミュニケーションについては配慮されているということも分かりましたので、それで進めていただけたらと思います。ありがとうございました。

以上です。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 コロナ、誰もうつりたくて感染者になるわけじゃないですけども、今、経路不明、感染経路が不明というのがかなり増加していて、日本中そんな状況になっているんですけども。さっき施設部長の方からも、この業務の本当に重要性というのを再確認したとおっしゃっておられましたけど、私も同感であります。

そこでお伺いしたいんですけども、事業継続、もしも感染経路が不明な今の感染の状況を見て、いろいろ対策を取っているけども、職員の方が、現場の技術系の職員さんのところで、もし感染なんかがうつったときには、同じ職場の人たちもやっぱり休まなきゃいけないとか、本当に滞ってしまうんですけども、そういうことがもし発生した場合は、退職者も含めて事業継続の用意をしているということをおっしゃっていたんですけども、これ、何名ぐらいそういうリストアップというか、要請とかされているんでしょうか。

○馬場 哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 今回、委員さんからもありましたとおり、感染者が出た場合は、濃厚接触者という判断が保健所の方でされますと、やはり多数の人間が出勤停止、2週間程度の出勤停止になると。そういう中で事業継続ができるのかという中で、先ほど委員さんからもありましたように、我々、一部事務組合でありまして40万弱、37万

人の人口を擁する一部事務組合は、全国でも大きい、非常に大きい一部事務組合になります。そういう中で、我々は人事異動等もやっています。要するに現職であっても、例えばクリーン21の焼却工場の運転経験者が今事務職にいるとか、そういう方々もいます。

また、先ほど委員さんからありましたとおり、OB、この経験者、その辺の名簿の作成ですね。万が一感染者が出て、そこで数名の者、運転要員が全て濃厚接触者と判断され14日間出勤停止になった場合、その運転ができる者の名簿を作成し、いつでも補充ができるような事業継続の体制づくりをしてきたところです。具体的にそのOBに声をかけたりとか、そういうところまではしていません。

ただ、いつ何時そういう状況があってもできるような体制づくり、また、今回委託業者と分離をさせていただいていますのは、例えば直営が感染者で潰れた場合、委託業者で運転が継続できる、また、委託業者の方で感染者が出れば直営でやり切るということも踏まえて、事業継続の計画を立てたところでございます。

以上であります。

○馬場 哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 ありがとうございます。委託業者のところでもし感染者が出た場合どうなのかなとお聞きしようと思っていたんですが、職員のところでも運転ができるということを知って、ちょっと安心をしたところなんですけども。

本当に事業がすごい重要な事業になっていらっしゃるの、細心の注意を払いながらやっておられると思うんですけども、まだ終息の見通しが立たない中で、緊張感を持って続けなきゃいけないというので本当にご苦労やと思うんですが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○馬場 哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 すいません、若干補足をさせていただきたいと思いますが、委託が潰れる場合、要するに直営で運転できる、そういう施設もございまして、そうでない施設もございまして。それは、要するに、クリーンパーク折居でしたら環境テクノロジーさんにお仕事を全部任せてさせていただきます。その部分については我々も経験はございません。ただ、そういう場合は、環境テクノロジーの中で要するに補充体制を含めてしっかりやっていただくということを整えて、感染予防対策、持続計画を立てているところでございますので、全てがそうではないということだけちょっと補足させていただきたいと思います。

○馬場 哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 そういうことで、分かりました。

施設見学も再開ということになっているんですが、どういうふう。来られたら手指

消毒、マスクは当然と思うんですが、それ以上に何かされていていらっしゃるんですか。検温するとか、簡易検温するとか何とか対策は取っておられるんでしょうか。

○馬場 哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 今、クリーンパーク折居の方が、自由見学ということで施設見学を実施させていただいております。要するにクリーンパーク折居の方は本来自由見学ができるような施設になっておりまして、委員各位もご覧いただいていると思いますが、2階のフロアをぐるっと一周すれば見学できるということで、実際に見学に訪れたときは、受付だけをさせていただいて、その後に手指の消毒、また、検温をさせていただいて、また、住所等につきましては事前の申込みで明らかにさせていただいて、そして、自由に見学をしていただくということで、職員との接触機会が非常に少ないというところがございます。

他の施設につきましては、基本的にやはりそういう自由見学のできる施設になってございませんので、その点については、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、今後、再開するのか、まだまだできないのかというような判断をしてみたいというふうに考えております。

○馬場 哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 ありがとうございます。徹底して、やっぱり外から持ち込まれるのが一番かなわんですから、館内ではすごく頑張っているのに、外から持ち込まれると本当に困りますので、徹底してやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で結構です。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

相原委員。

○相原佳代子委員 お世話になります。すいません、2点聞かせていただきたいんですけども。

在宅勤務の継続実施を今現在されているということですが、どのような部署の方々がそれをなされているのか、人数も含めて教えていただきたいのが1点。

そして、「エコネット城南」さんにも載っていましたが、私もフェイスブックでも上がっているのを見せていただきまして、施設見学、大変よい内容だと思いますし、これらについては今後も、今、学校なんかでも遠足をどこにしようかというのを大変悩んでおられます。このごみ焼却等々のことにつきましては、たしか小学校の4年生ぐらいで勉強するんじゃないかなと思うんですけども、この辺り、いい施設だから来てほしいというような、営業活動と言うたらおかしいんですけども、そういうことをなされているのか、そういうことなしにして現在来られているのか、その辺りを聞かせてください。お願いします。

○馬場 哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 私の方からは、小学校の見学について申し上げたいと思います。当初、新型コロナウイルス、緊急事態宣言ということもございましたので、それ以降、解除されてから、各教育委員会の方にご案内をさせていただきました。同時に、各施設のDVDの貸出し、またはそのパンフレット等については、学校の方で、希望する学校にはなりますが、お渡し、配付の方をさせていただいたところであります。その結果、申込みがあったのが8校であります。今現在6校が終わっているという状況であります。私からは以上です。

○馬場 哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 テレワークの現状といえますか、実施状況という形になりますが、この4月、緊急事態宣言が出たときには、やはり接触機会をできる限り低減と、7割、8割ということが言われましたので、何とか交代勤務という形でできる範囲でさせていただいたという状況であります。当然そのときには緊急でしたので、テレワークの環境、要は具体的にはパソコンを準備したりですね。こういったことが整っておりませんでした。その中でさせていただきましたので、非常になかなかしづらい部分もございました。ただ、6月以降、新たに再開するという中におきましては、できる限りそういう執務環境といえますか、そういったものを整える必要があるというところで、一定パソコンの方の貸与というのは実施させていただいております。

ただ、ハード的にも環境的にもなかなかすぐに整えられるものではございませんので、今現状でいきますと、パソコンを持って帰っていただくだけでネット環境にはつながらない。家の方と職場の方とつながるような形の環境整備というのはまだできておりません。要はネットのつながらないパソコンを持って帰っていただいて、そこで業務をしていただいて、また持ってきてもらうというような環境で今させていただいております。ですので、ちょっとやはりどうしてもなかなか仕事がしづらい部分もございますので、現状、6月以降でいきますと、3名が活用されたということになっています。事務系の職員の方が3名活用はいたしました。

ですので、ちょっとやはり今後、ただ、やはり業務しやすくという環境整備というふうには考えておりますので、現在それに向けてどういった形でやるのがいいのかということも含めて検討しているところではございますので、もう少しやりやすい環境にしていくことで、このテレワークも活用していただけるようにしていきたいというふうには考えております。

○馬場 哉委員長 相原委員。

○相原佳代子委員 ご答弁いただいたわけですが、まず、施設見学についてでございますが、そういった工夫をさせていただいているということで、安心いたしました。

また、学校の方も、なかなかこちらには来れなくても、大型のスクリーンであるとか学校の環境整備も今整いつつありますので、そういうことをまた当該の児童さんやらにも見ていただくというのも大変有効かと思えます。できるならば、そうして営業活動もしていただいているということですので、3市3町の子供たちがこちらへ出向いて学習できるという環境が整っておりますので、すばらしいそういう施設であるということでご来いただきたいなと思えますので、これについてはお願いしたいと思えます。

それとあと、大人の方もなんですけれども、ご近所の方なんかにも聞いていますと、今回は環境まつりが中止になって施設見学とかもできなかったということ、大変残念がっておられますので、これらにつきましても、また今後、今ちょうど自由見学会等々もされていますけれども、力を入れていただきたいなと思えます。

その際に、こちらには例えばホームページであるとか広報紙であるとか、そういったことを書かれているわけなんですけれども、この間から私、フェイスブックでちょっと見させていただいたんですが、あと、ツイッターであるとかインスタグラムであるとか、そういった媒体を今後も使っていただいて、必要なそういったね。もちろんホームページから見られるということもあるかと思えますけれども、しっかりそこがつながっていたらいろんな情報が随時入ってくるという環境も、3市3町の住民の方々も密につながっていただけたらなと思えますので、これについては要望とさせていただきます。

そして、テレワークについてでございますが、3名ということでございます。もちろん施設部なんかではそういうことは難しいですし、事業部の関係になると思えます。仕事の内容によってはなかなかできないこともあるし、環境にもまだちょっとこのところ整ってないところもあるということをお聞きしたわけでございますが、やはりその新しい生活様式、そしてまた、今後、また今3波ともと言われる中でございますので、これらについてはしっかりとまた検討していただいて、できる限りそういったテレワークというような環境整備もしっかりとやっていただきたい。

そして、何よりも、全職員に対し新しい生活様式の徹底について専任副管理者からということで、これ、周知文書が発出されているわけでございますけれども、その後も、今、新しい第3波とか、そういうことも出ておりますので、随時それらについてはまた皆さんで情報共有していただくようお願いしたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○馬場 哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 テレワークの何か仕事の研究もしていくということなんですけども、ネット環境はまだこれからやということなんですけども、情報流出がされないような、やっぱりそのこともきちんと手だてを取っておいていただかないと、これ、大変かなと思うんです。その辺は要望ですけども、よろしくお願いたします。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬場 哉委員長 ないようですので、2点目の「職員給与等の状況について」の説明を求めます。

橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 それでは、「職員給与等の状況について」、資料に基づきましてご説明させていただきます。

既にご承知のこととは存じますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、本年の人事院勧告については、例年の勧告時期より遅れて、ボーナスの改定については10月7日に、月例給については10月28日という形で、2回に分けて勧告なり報告が出されているところではありますが、この給与勧告のポイントなどについてご説明をさせていただきます。

資料の1ページの方をご覧ください。

1の令和2年の人事院勧告の給与改定でございますが、枠内に今回の給与勧告のポイントを記載いたしております。

民間給与の格差に基づく給与改定が勧告されており、給与改定としまして、(1)期末勤勉手当では、民間給与の支給状況を反映し、支給月数を0.05月分引き下げ、年間合計で4.45月分とし、表のとおり期末手当の支給月数に反映されております。(2)月例給につきましては、民間給与との格差が極めて小さいということから、改定なしという形の報告がなされております。

次に、2、勧告どおり改定を実施した場合の組合職員の給与例としまして、平均的なモデル像で改定の状況をお示ししております。

組合職員の平均年間給与では、ボーナス支給月数を0.05月分引き下げることによりまして、年間給与額の差として1万8,000円が減額となるものでございます。

次に、2ページ、裏面をご覧ください。

参考としまして、本組合の近年の期末勤勉手当の改定状況という形の表でございますが、近年の人事院勧告に伴う期末勤勉手当の改定状況をまとめております。

人事院勧告におきましては、平成26年度から経済の回復基調によりまして、昨年度まで6年連続の引上げ改定となっておりますが、今年度は人事院勧告に準じた改定を行いますと、平成22年度以来10年ぶりの引下げ改定となる見込みであります。

組合職員の給与制度につきましては、これまでから、地方公務員法に定める均衡の原則に基づいて、国や京都府、構成市町における措置を踏まえて決定したところであります。

今後の給与改定に当たりまして、引き続き、これらの状況を踏まえるとともに、労使間での協議を図る中で決定していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○馬場 哉委員長 以上で説明が終わりました。

それでは、質問をお受けいたします。質問はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 労使間との協議というのは、いつ頃の決着という感じで見込んでおられるんですか。

○馬場 哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 一応、提起の方はさせていただいて、今、組合の方とは協議中ということでございます。

○馬場 哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 協議中だから、これ以上私も言うことはないんですけどね。コロナのことで給料が下がるという状況というのは、やっぱりモチベーションは下がるし、なかなか大変かなというのは感想として思います。
以上です。

○馬場 哉委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬場 哉委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は委員長において精査いたしますので、よろしく願いをいたします。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時38分閉会